[事案24-52] 契約内容遡及変更請求

· 平成24年12月25日 和解成立

<事案の概要>

保障見直しに際し、特約の付加できる保険金額について募集人の誤説明があったことを 理由として、保障見直し時に遡及して特約保険金額の変更を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

保障見直しの際に、特定疾病特約 300 万円、がん治療特約 100 万円に見直したが、これは、募集人から、「がん治療特約は 100 万円のものしか付加できない」との虚偽の説明をされたためであり、虚偽の説明がなければ、300 万円のがん治療特約を付加していた。

よって、保障見直し時に遡及して300万円のがん治療特約を付加してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、保障見直し提案時にがん治療特約が100万円になっている設計書のみによって説明を行ったが、300万円のものが付加できないという虚偽の説明まではしていない。
- (2) 説明時、申立人の要望をより詳しく聞く等の配慮に不十分な点があったことは認められるが、遡及的に300万円のがん治療特約が付加されていたとして扱うことが適切であると言えるほどのものではない。紛争の早期解決を図るため、保障見直しを取消すことが適切であると考える。
- (3) 保障見直しの意思表示自体には瑕疵が無く、仮に瑕疵があり無効となるとしても見直し前に戻る効果しかなく、実際に申込んでいない内容が申し込まれていたとする効果まではない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき、下記のとおり審理した結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第34条1項に基づき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の検討

募集人が「がん治療特約は 100 万円のものしか付加できない」と説明したか否かについて、当事者の言い分は異なり真偽は不明であるので、申立人の主張事実を直ちに認めることはでない。

また、募集人の虚偽説明が認められないとしても、申立人は、100万円のがん治療特約 しか付加ができないと誤信したとして錯誤無効を主張するものと解されるが、仮に錯誤無 効の主張が認められたとしても、その効果として、保障見直し時に遡って見直し前の保障 内容に戻ることは認められるものの、保障見直し時に遡って300万円のがん治療特約の付 加までは認められない。

錯誤無効の成否について検討するまでもなく、申立人の主張は認められない。

2. 和解について

裁定審査会の判断は上記のとおりだが、募集人による申立人の保障見直しのニーズの確認が十分になされていれば、申立人が錯誤に陥ることはなかった可能性があり、本件は、和解で解決すべき事案といえ、当審査会としても、保険会社の提案を骨子とする和解が相当と判断する。